

届出対象となる行為の規模

(1) 景観計画区域（県全域。ただし、和歌山市、田辺市、高野町、有田川町を除く。）

区分	規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ13m超 または 建築面積1,000㎡超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に類するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超
	(3) その他の工作物	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	3,000㎡超	

(2) 特定景観形成地域

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の届出対象となる行為の規模

区分	規模		
	①パuffersゾーン	②国道168号の一部の沿道 (道路境界から200m)	③その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物、太陽光発電施設	全ての行為	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ13m超
	(3) その他の工作物	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の届出対象となる行為の規模

届出対象行為	①バッファゾーン	②天野集落	③国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道	④その他の地域
建築物の新築、増築、改築等	全ての行為	高さ 10m 超または延べ面積 500 m ² 超	高さ 10m 超または延べ面積 500 m ² 超	高さ 13m 超または延べ面積 1,000 m ² 超
工作物の新設、増築、改築等	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物、太陽光発電施設	全ての行為 高さ 10m 超または築造面積 500 m ² 超	高さ 10m 超または築造面積 500 m ² 超	高さ 13m 超または築造面積 1,000 m ² 超
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔等	全ての行為 高さ 10m 超	高さ 10m 超	高さ 13m 超
	(3) その他の工作物	全ての行為 高さ 10m 超	高さ 10m 超	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取等、土地の形質の変更	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物等、物件の堆積	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
水面の埋立て	全ての行為	—	—	—

熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の届出対象となる行為の規模

区分	①バッファゾーン	②世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道(境界から 50m、200m)	③その他の地域
建築物の新築、増築、改築等	全ての行為	高さ 10m 超または延べ面積 500 m ² 超	高さ 13m 超または延べ面積 1,000 m ² 超
工作物の新設、増築、改築等	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物、太陽光発電施設	全ての行為 高さ 10m 超または築造面積 500 m ² 超	高さ 13m 超または築造面積 1,000 m ² 超
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔等	全ての行為 高さ 10m 超	高さ 13m 超
	(3) その他の工作物	全ての行為 高さ 10m 超	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取等、土地の形質の変更	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物等、物件の堆積	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

熊野川周辺特定景観形成地域の届出対象となる行為の規模

区分	規模		
	①バッファゾーン	②国道168号沿道 (道路境界から200m)	③その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物、太陽光発電施設	全ての行為	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ13m超
	(3) その他の工作物	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の届出対象となる行為の規模

区分	①バッファゾーン	②歩行者動線沿道 (境界から50m)	③その他の地域
建築物の新築、増築、改築 等	全ての行為	高さ10m超または 延べ面積500㎡超	高さ13m超または 延べ面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築 等	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物、太陽光発電施設	高さ10m超または 築造面積500㎡超	高さ13m超または 築造面積1,000㎡超
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔等	高さ10m超	高さ13m超
	(3) その他の工作物	高さ10m超	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取等、土地の形質の変更	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物等、物件の堆積	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

上記に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出が必要です。
(※条例、規則に定める適用除外となる行為は除きます。)